

複数係長制における統括係長の運用について（概要）

平成10年3月24日
例規（務）第10号

係内の指揮命令系統を明確にし、業務の円滑な遂行を確保するため、統括係長に係の担当事務に
関して係内の他の係長に対する指揮命令権を付与することとし、複数係長制における統括係長の運
用について必要な事項を定めたもので、

統括係長の指定に関する事

統括係長の指定の解除等に関する事

統括係長等の職務に関する事

などの項目からなっている。